

(別紙)

審査基準

下表の基準に従って審査員が、企画提案書等について評価の視点をもとに評価したものを審査点（１００点満点）とする。最終的に各審査員の審査点を合計して総合点を算出し、最高得点を得た者から順位を付けるものとする。ただし、順位決定を行う際に、同位の企画提案書等が複数ある場合は、審査員全員の多数決により順位を決定する。

なお、審査員の１名以上が内容点の評価項目のうち１項目でも評価点２点未満とした場合（⑨を除く）、又は審査点が４０点未満の場合は失格とする。

計100 点

評価項目			評価の視点	配点
業務遂行能力	参加者の経営状況等	①	・会社規模、従業員数、財務状況が、提案された内容に実現化可能と判断できるか。	5 点(評価点) ×2=10 点
	本業務の実施体制	②	・プロジェクトチームの編成、人員、実績等、本業務を円滑に進める体制が明確化されているか。	5 点(評価点) ×2=10 点
	類似業務の実績	③	・類似業務の実績があり、ノウハウを活かすことが期待できるか。	5 点(評価点) ×2=10 点
企画提案内容	業務の理解度	④	・本業務の趣旨・目的を十分理解した全体の企画コンセプトが明示されているか。 ・モビリティハブの運営、シェアモビリティの運営など業務全体を理解しているか。	5 点(評価点) ×3=15 点
	本業務の実施工程	⑤	・実現可能な工程計画になっているか。	5 点(評価点) ×1=5 点
	提案内容	⑥	・交通環境や地域特性などを考慮したモビリティハブ及びシェアモビリティの運営手法等が具体的に提案されているか。	5 点(評価点) ×3=15 点
		⑦	・その他、県民への効果的な周知や、安全対策、事業の効果や持続性を高める方法など、本県の取組の参考となる（自治体にとって有益・効果的と考えられる）手法やアプローチ方法などの提案があるか。	5 点(評価点) ×3=15 点
		⑧	・実証結果を的確に分析、整理するとともに、それらを反映させた今後の本県における横展開の方策などの考え方が提案されているか。	5 点(評価点) ×3=15 点
価格点	見積額	⑨	・見積額（消費税及び地方消費税を含む）は安価であるか。 5 点×参加者中の最低見積額／参加者の見積額	5 点(評価点) ×1=5 点